

# 環境活動レポート

2018年7月～2019年6月期



Soai co., ltd.

## 株式会社 相愛



# 目 次

1. 組織の概要.....	1
2. 対象範囲（認証・登録範囲）、対象期間及び発行日.....	3
3. 環境管理組織体制.....	3
4. 環境方針.....	5
5. 環境目標.....	6
6. 環境活動計画.....	7
7. 環境目標の実績.....	9
8. 環境活動計画の取組結果とその評価.....	14
9. 次年度の環境取組.....	15
10. 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無.....	20
11. 代表者による全体評価と見直しの結果.....	22
12. 環境活動等.....	23



Soai co., ltd.

発 行 日：2019年11月27日

発行責任者：前田 将樹

次回発行予定：2020年9月下旬頃

## 1. 組織の概要

### (1) 事業所名

株式会社 相愛  
本社・倉庫：〒780-0002 高知県高知市重倉 266-2  
愛媛支店：〒790-0952 愛媛県松山市朝生田町 7-12-10  
芸西倉庫：〒781-5704 高知県安芸郡芸西村西分字御殿乙 370  
岡豊倉庫：〒783-0042 高知県南国市岡豊町蒲原 587  
山荘梶ヶ森：〒789-0255 高知県長岡郡大豊町佐賀山 1248-3

### (2) 代表者氏名

代表取締役社長 永野敬典

### (3) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

環境管理責任者 前田 将樹 / 連絡先担当者 森近 未来  
電話：088-846-6700 FAX：088-846-6711 E-mail：[head-office@soai-net.co.jp](mailto:head-office@soai-net.co.jp)

### (4) 事業内容

建設関連業(主に地質調査業)、建設業、生物調査、地域づくりに関する各種調査と計画、  
環境関連事業(木質バイオマスボイラーの製造・販売、木質ペレットの販売)、産業廃棄物収集運搬  
業(燃え殻)

#### 【登録業種(許可)】

##### 建設業

許可番号：国土交通省 許可 特 28 第 844 号  
有効期限：2016 年 5 月 22 日 ～ 2021 年 5 月 21 日まで  
建設業の種類：土木工事業／とび・土工工事業／さく井工事業／水道施設工事業

##### 地質調査業

更新年月日：2017 年 11 月 30 日 有効期限：2022 年 11 月 29 日  
登録番号：質 29-第 107 号

##### 建設コンサルタント業

更新年月日：2019 年 4 月 13 日 有効期限：2024 年 4 月 12 日 登録番号：建 31-第 614 号  
登録部門：河川、砂防及び海岸・海洋部門／地質部門／土質及び基礎部門  
／施工計画、施工設備及び積算部門／上水道及び工業用水道部門

##### 測量業

更新年月日：2019 年 12 月 23 日  
有効期限：2024 年 12 月 22 日 登録番号：登録第 (14) -1920 号

### 産業廃棄物収集運搬業

許可番号：03900187457

有効期限：2016年2月5日～2021年2月4日まで

事業の区分：収集・運搬（積替え又は保管を除く。）

運搬車両の種類と台数：2tユニック車：1台、3.0tユニック車：1台、3.5tユニック車：1台

収集運搬の種類と実績：燃え殻 2.3t、木くず 0t（2018年7月～2019年6月）

料 金：量や場所等により相談に応じます

### (5) 事業規模

資本金：2,100万円

創業：1956年

年度		2016年度	2017年度	2018年度
売上高(百万円)		692百万円	812百万円	864百万円
従業員	本社	53名	54名	54名
	愛媛支店	8名	10名	10名
延べ床面積	本社	2,771 m <sup>2</sup>	2,771 m <sup>2</sup>	2,771 m <sup>2</sup>
	愛媛支店	190 m <sup>2</sup>	190 m <sup>2</sup>	190 m <sup>2</sup>
敷地面積	本社	24,069 m <sup>2</sup>	24,069 m <sup>2</sup>	24,069 m <sup>2</sup>
	愛媛支店	372 m <sup>2</sup>	372 m <sup>2</sup>	372 m <sup>2</sup>

※(各年度 7月～6月)

## 2. 対象範囲（認証・登録範囲）、対象期間及び発行日

### (1) 対象範囲

株式会社 相愛 全社

本社・倉庫：高知県高知市重倉 266-2

愛媛支店：愛媛県松山市朝生田町 7-12-10

芸西倉庫：高知県安芸郡芸西村西分字御殿乙 370

岡豊倉庫：高知県南国市岡豊町蒲原 587

山荘梶ヶ森：高知県長岡郡大豊町佐賀山 1248-3

事業活動：建設関連業(主に地質調査業)、建設業、生物調査、地域づくりに関する各種調査と計画、環境関連事業(木質バイオマスボイラーの製造・販売、木質ペレットの販売)

### (2) レポートの対象期間

2018年7月～2019年6月

### (3) レポートの発行日

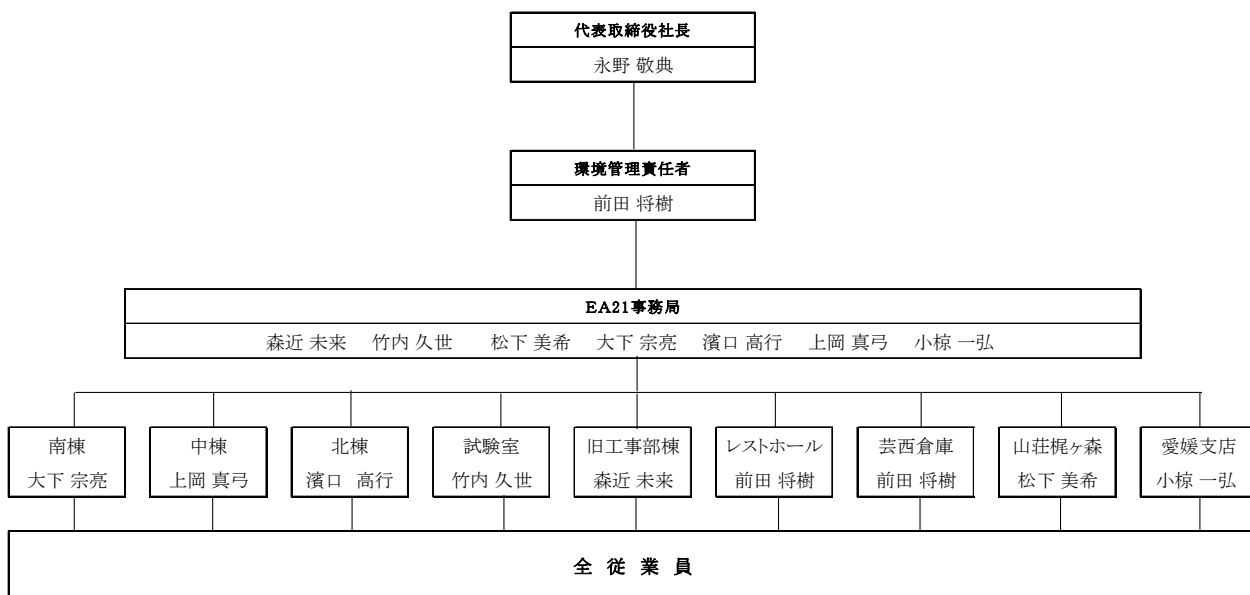
2019年11月27日

### (4) 作成責任者

環境管理責任者 前田 将樹

## 3. 環境管理組織体制

### (1) 組織体制図



(2) 環境管理システム 役割・責任・権限表

役名	役割・責任・権限
代表者（社長）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境経営に関する統括責任</li> <li>・ 環境経営システムの実施に必要な人、設備、費用、時間、技能、技術者を準備</li> <li>・ 環境管理責任者を任命</li> <li>・ 環境方針の策定・見直し及び全従業員への周知確認</li> <li>・ 環境目標・環境活動計画書の承認と代表者による全体の評価と見直しの実施</li> <li>・ 環境活動レポートの承認</li> <li>・ 環境管理組織体制の承認</li> </ul>
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境経営システムの構築、実施、管理</li> <li>・ 環境関連法規等の取りまとめ表を承認</li> <li>・ 環境目標・環境活動計画書を確認し、環境活動の取組結果を代表者へ報告</li> <li>・ 環境活動レポートの確認</li> <li>・ 環境管理組織体制の確認</li> </ul>
E A 2 1 事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境管理責任者の補佐</li> <li>・ 環境目標、環境活動計画書原案の作成</li> <li>・ 環境管理組織体制原案の作成</li> <li>・ 環境関連法規等取りまとめ表の作成・遵守評価の実施</li> <li>・ 環境活動レポートの作成、公開</li> <li>・ 全従業員を対象とした教育訓練の実施</li> <li>■ 広報担当</li> <li>・ 環境関連の外部コミュニケーションの窓口</li> <li>・ 環境方針や役割などの社内連絡・全従業員への周知</li> <li>■ データ管理</li> <li>・ 環境負荷の自己チェック及び環境への取り組みの自己チェックの実施（現場編と事務所編）と環境活動の実績集計</li> </ul>
各部担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自部門における環境経営システムの実施</li> <li>・ 自部門における環境方針の周知</li> <li>・ 自部門に関連する環境活動計画の実施及び達成状況の報告 及び問題点の発見、是正、予防処置の実施</li> <li>・ 資材の管理(倉庫担当者)</li> </ul>
全従業員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚</li> <li>・ 決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加</li> </ul>

## 4. 環境経営方針

### 〈基本理念〉

当社は、地域の未来を担う次世代そして後の世代が必要な生態系サービスを楽しむよう日々の事業活動において自然環境への負荷低減に積極的に努めるとともに、循環型社会の実現に向けた事業を通じて地域の担い手を育成し、継続的な改善による環境経営を推進し、社会的課題の解決をはかりま

### 〈基本方針〉

1. 環境方針の周知徹底  
我々は本方針に則った継続的な職場環境の改善活動および職場周辺環境の整備と対外活動を通じて、本環境経営方針を従業員に広く周知徹底します。
2. 法規制の遵守  
我々は事業に係る環境関連法規制を遵守し、また、法規が改正される場合は、その内容を従業員に周知することを徹底します。
3. SDGs (持続可能な開発目標)に沿った事業活動における目標の設定  
我々はSDGsに掲げられた目標の実現に向けて、それぞれの事業活動においては目標に沿った活動を行い、必用とされる啓発活動及び情報提供を積極的に行います。
4. 廃棄物の削減  
我々は事業活動を通じて事業所や作業現場から排出される廃棄物の量を削減すべく、必要の無いものの取得は行いません。
5. 水の使用  
我々は事業所や事業で利用される水が、自然から頂き、自然に還すものだという認識のもと、余分な水の使用と排出、汚染の防止を徹底します。
6. 製品またはサービスの環境配慮  
我々は事業活動に資する製品の開発またはサービスの提供にあたっては、環境配慮の検討を経て進めるものとします。
7. 地域貢献活動  
我々は「地産地消」を積極的に進め、地域内資源を有効に活用し、地域社会が豊かなものとなるような活動を行います。
8. 生物多様性と事業活動  
我々は地域の生物多様性の保全と保護を積極的に進めるとともに、生態系サービスの持続可能な利活用モデルとなる産業創造に努めます。

制定日：2003年12月1日

改定日：2019年5月16日

代表取締役社長

永野敬典

## 5. 環境目標

### (1) 単年度目標値設定（対象期間：2018年7月～2019年6月）（全社）

本年度（2018年度）の目標値は下記のとおりです。

項目		単位	2015年	2018年度	基準年比
			(基準年)	目標	削減率
二酸化炭素排出量※1		kg-CO <sub>2</sub>	207,327.30	201,259.95	△3%
		kg-CO <sub>2</sub> /百万円	266.1	258.4	
エネルギー ー 使用量	購入電力	kWh	97,091.0	94,178.3	△3%
	灯油	L	40	100	250%
	ガソリン	L	57,899.0	56,162.0	△3%
	軽油	L	12,685.0	12,304.5	△3%
廃棄物	一般廃棄物	kg	2,625.5	2,546.7	△3%
	産業廃棄物※2	kg	20,654.5	20,654.5	0%
	原単位	kg/百万円	26.5	25.7	△3%
	再資源化率	%	100	100	-
排水量		m <sup>3</sup>	52	52	-
(削減率)※3					
グリーン購入率※4		%	54	57	2%
環境配慮型商品の 販売数量※5		kg	1,887,465	2,600,000	43%
生物多様性の 保全と保護 (植物希少種調査)		回	1	1	1
生物多様性の 保全と保護 (植生・生き物調査)※6		回	0	12	12
地域貢献活動 (ロードボランティア)※7		回	15	15	-
地域貢献活動 (環境学習等)※8		回	0	3	3

※1：電力のCO<sub>2</sub>排出量については、電気事業者別のCO<sub>2</sub>排出係数(2009年度)の四国電力の  
実排出係数0.407kg-CO<sub>2</sub>/kWhを使用した。

※2：業務の受注量により変動しコントロールできないため、基準値を目標値として維持する。

※3：本社では地下水を利用しており、自然蒸発により排水は発生しないため、  
愛媛支店のみを対象とする。

※4：グリーン購入率=グリーン購入対象商品の購入額/事務用品全購入額×100

※5：環境配慮型商品は自社製品の「木質バイオマスバーナー」と「木質ペレット」を対象とする。  
なお、「木質バイオマスバーナー」の目標販売数量は実質目標とする。

※6：本社の敷地及びその周辺地域を対象とする。

※7：社外等で行われるイベントや取り組みへの参加を含む

※8：社内外での実施した環境学習・防災学習とする。



## 6. 環境活動計画

### (1) 対象期間：2018年7月～2019年6月

環境活動として「CO2排出量の削減」「廃棄物削減」「水使用量の削減」「グリーン購入の推進」「環境配慮型商品の販売」「環境配慮型社屋の維持管理」「生物多様性の保全と保護」「地域貢献活動」の8つの項目において、計画を立てました。活動計画の内容は下記のとおりです。

### (2) 活動内容

本社

項目	活動内容	責任者	期限		
CO <sub>2</sub> 排出量の削減	燃料使用量削減	エコドライブの実施 (毎月の燃料使用量と走行距離を集計し管理する)	環境管理責任者	通年	
	電力使用量削減	未使用時の室内照明消灯	各部担当者	通年	
		エアコンの適切な空調管理	各部担当者	通年	
		パソコン関係の節電 (未使用時のシャットダウンや退社時の個別タップスイッチを切る等)	各部担当者	通年	
		空調機器の清掃	各部担当者	通年	
廃棄物削減	一般廃棄物	ゴミの分別・計量の実施	環境管理責任者	通年	
		ミスコピー紙等の再利用の実施	各部担当者	通年	
		両面印刷・集約印刷の実施	各部担当者	通年	
		紙資源を紙リサイクルセンターへ搬入	竹内	通年	
	産業廃棄物	現場資材等の再使用	鈴木	・建設工事 ・調査等	通年
		金属資源を金属リサイクルセンターへ搬入	鈴木		通年
水使用量の削減	節水の徹底(本社は水循環システム採用)	各部担当者	通年		
グリーン購入	グリーン購入対象商品の優先的購入	渋谷	通年		
	FSC認証用紙購入(コピー用紙をFSC認証用紙に切り替え)				
環境配慮型商品・サービスの販売	顧客への環境配慮型商品による環境向上の情報提供	三木	適宜		
	環境配慮型商品(木質バイオマスバーナー、木質ペレット)の販売	三木	適宜		
	環境調査・生物多様性関連の業務の実施	近藤・高橋(弘)	適宜		
環境配慮型社屋の維持管理	当社独自の環境に配慮した社屋を自社で維持・管理する	環境管理責任者	通年		
生物多様性の保全と保護	自社敷地における「種の多様性」の調査・保護	環境管理責任者	適宜		
地域貢献活動	ロードボランティア・河川清掃活動の実施	環境管理責任者	通年		
	環境教育・環境学習の場の提供	環境管理責任者	通年		
	社外等で行われるイベントや取り組みへの参加	環境管理責任者	適宜		

愛媛支店

項目		活動内容	責任者	期限	
	燃料使用量削減	エコドライブの実施 (毎月の燃料使用量と走行距離を集計し管理する)	愛媛支店担当者	通年	
CO <sub>2</sub> 排出量の削減	電力使用量削減	未使用時の室内照明消灯	愛媛支店担当者	通年	
		エアコンの適正温度設定(室温:夏28℃、冬20℃)	愛媛支店担当者	通年	
		パソコン関係の節電 (未使用時のシャットダウンや退社時の個別タップスイッチを切る等)	愛媛支店担当者	通年	
		空調機器の清掃	愛媛支店担当者	通年	
廃棄物削減	一般廃棄物	ゴミの分別・計量の実施	愛媛支店担当者	通年	
		ミスコピーや無駄な印刷を無くす (コピー機画面で再度確認を行う等)	愛媛支店担当者	通年	
		ミスコピー紙等の再利用の実施	愛媛支店担当者	通年	
		両面印刷・集約印刷の実施	愛媛支店担当者	通年	
		紙資源を紙リサイクルセンターへ搬入	愛媛支店担当者	通年	
	産業廃棄物	運搬・処分委託契約の徹底	小椋	建設工事 ・調査等	通年
		処分場の許可・現地の状況確認	小椋		通年
		マニフェスト伝票による管理の徹底	小椋		通年
		現場資材等の再使用	北山		通年
		金属資源を金属リサイクルセンターへ搬入	小椋		通年
排水量の削減	節水の徹底	愛媛支店担当者	通年		
グリーン購入	グリーン購入対象商品の優先的購入	新	通年		
地域貢献活動	ロードボランティアの実施	愛媛支店担当者	通年		
	社外等で行われるイベントや取り組みへの参加	愛媛支店担当者	適宜		

## 7. 環境目標の実績

### (1) 2018年度実績

項目	単位	2015年	2018年度				
		(基準年)	目標	実績	目標値に対する達成状況		
二酸化炭素排出量 (基準年比率)※1	kg-CO <sub>2</sub>	207,327.3	201,259.9	217,269.4	108%	×	
	kg-CO <sub>2</sub> /百万円	266.1	258.4	251.2	97%	○	
エネルギー使用量	購入電力	kWh	97,091.0	94,178.3	144,862.0	154%	×
	灯油	L	40	100	1728	1728%	×
	ガソリン	L	57,899.0	56,162.0	48,320.8	86%	○
	軽油	L	12,685.0	12,304.50	12,259.2	100%	○
	A重油	L	-	-	3,525.0	-	-
	液化石油天然ガス	L	-	-	240.7	-	-
廃棄物	一般廃棄物	kg	2,625.5	2,546.7	3,910.2	154%	×
	産業廃棄物※2	kg	20,654.5	20,654.5	19,540.0	95%	○
	原単位	kg/百万円	26.5	25.7	27.11	105%	×
	再資源化率	%	100	100	90.1	-	×
排水量	m <sup>3</sup>	52	52	-	-	×	
水使用量	m <sup>3</sup>	-	-	546	-	-	
グリーン購入率※4	%	54	57	-	-	×	
環境配慮型商品の販売数量※5	台	19	3	3	100%	○	
	kg	1,887,465	2,600,000	2,373,850	91.3%	×	
生物多様性の保全と保護 (植物希少種調査)	回	1	1	-	-	×	
生物多様性の保全と保護 (植生・生き物調査)※6	回	0	12	7	58%	×	
地域貢献活動 (ロードボランティア)※7	回	15	15	17	113%	○	
地域貢献活動 (環境学習等)※8	回	0	3	7	233%	○	

※1：電力のCO<sub>2</sub>排出量については、電気事業者別のCO<sub>2</sub>排出係数(2009年度)の四国電力の実排出係数0.407kg-CO<sub>2</sub>/kWhを使用した。

※2：業務の受注量により変動しコントロールできないため、基準値を目標値として維持する。

※3：本社では地下水を利用しており、自然蒸発により排水は発生しないため、愛媛支店のみを対象とする。

※4：グリーン購入率は対象外となる為除外

※5：環境配慮型商品は自社製品の「木質バイオマスバーナー」及び「木質ペレット」を対象とする。

なお、「木質バイオマスバーナー」の目標販売数量は実質目標とする。

※6：本社の敷地及びその周辺地域を対象とする。

※7：社外で行われるイベントや取り組みへの参加を含む

※8：社内外での実施した環境学習・防災学習とする。

※9：A重油・液化石油天然ガスは今期から追加となった山荘業務での使用のため目標値達成状況は54期からとする。

※10：全水使用量(上水量・地下水量)の把握が必要とし、52期までの排水量(上水量のみ)の記録から変更する。

目標値に対する達成状況=実績値/目標値×100 (%)

(100%以上は目標値を未達成。ただし※6※7※8については達成とする。)

● 二酸化炭素排出量

今期は新たに山荘業務を含むことにより二酸化炭素排出量の目標を達成することが出来ませんでした。売上で計算すると目標値は達成出来ています。主な要因としては、本社、愛媛支店は4月より導入された働き方改革により移動時間縮小及び就業時間の改善。また、リース車両の交換時にエコ車両への変更を行ったことなどにより削減されました。

● エネルギー使用量

電力、灯油は山荘を含むことにより目標を達成することは出来ませんでした。特に灯油は山荘での客室やフロア等での使用があり、また愛媛支店においてペレットストーブ導入前に一時的に灯油ストーブを使用したことが要因です。ガソリン、軽油の削減要因は二酸化炭素排出量の考察に記したようにエコ車両の導入や直行直帰及び、社外駐車場の利用などが主な要因と考えられます。

● 廃棄物

昨年度に比べて、一般廃棄物・産業廃棄物共に増加がみられた。ゴミ出し当番者による搬入場所の間違いにより紙類(リサイクル)を一般廃棄物として処理した為も考えられます。より一層廃棄物の削減に努めます。

● 排水量及び水使用量

今期は、昨年に比べて排水量が増加しました。原因としては、昨年より社員が数名増えたことが考えられます。来期は、改めて排水量の削減を徹底できるよう周知徹底を図ります。また、53期より全水使用量(上水量・地下水量)の把握が必要となったため、52期までの排水量(上水量のみ)の記録から項目を変更しました。

● グリーン購入率

会社として取組自体は継続して行っていますが、目標として掲げ数値を吸い上げていく対象からは除外します。

● 環境配慮型商品の販売数量

今年度は、ボイラーの販売台数は目標達成しましたが、暖冬であった為、木質ペレット燃料の販売が想定より少なく未達成となりました。来年度は配給作業の効率化、販路拡大に努めていきます。

● 生物多様性の保全と保護（植物希少種調査）

当初、工事現場における希少種調査ということで目標として入れていたが、まずは自社内での取り組みを充実させたいという理由により、当項目は削除することとしました。

● 生物多様性の保全と保護（植生・生き物調査）

今期は、内容の充実および無理のない範囲での活動を行うため、昨年度に比べ実施回数は削減しております。環境学習イベントと連動させてバナナトラップに集まる昆虫の調査を行い、会社周辺にすむ主に樹液を好む昆虫について明らかにしました。そしてその結果を学会で報告。また、敷地に生育する代表的な樹木に樹名板を設置し、社員や社外の方に興味を持ってもらえるよう工夫しました。

● 地域貢献活動

今年度は、会社の敷地を利用した環境学習会を5回実施し、多くの方々に環境学習の機会を提供することができました。そのほか、小中学校への出前授業や地域小学校の会社見学の受け入れも実施しました。また、ラブリバー仁淀川パートナーシップの活動の一環である「仁淀川一斉清掃」に4回参加、「あったか高知。秋のおもてない一斉清掃」に1回参加しました。

## (2) 2016年度～2018年度の環境負荷の実績

項目		単位	2016年度	2017年度	2018年度
			実績	実績	実績
二酸化炭素排出量 (削減率) ※1		kg-CO <sub>2</sub>	172,529.2	223,484.7	217,269.4
		kg-CO <sub>2</sub> /百万円	249.3	275.2	251.2
エネルギー使用量	購入電力	kWh	108,260.0	110,486.0	144,862.0
	灯油	L	186	0	1728
	ガソリン	L	43,398.0	64,031.0	48,320.8
	軽油	L	10,383.0	11,201.0	12,259.2
廃棄物	一般廃棄物	kg	2,283.5	3,074.6	3,910.2
	産業廃棄物※2	kg	22,910.0	15,249.0	19,540.0
	原単位	kg/百万円	33.1	22.6	27.4
	再資源化率	%	100	100	90.1
排水量(削減率) ※3		m <sup>3</sup>	65	63	72
グリーン購入率 ※4		%	64	43	-
環境配慮型商品の 販売数量 ※5	バイオマスバーナー	台	2	2	3
	ペレット	t	2,045	2,587	2,374
生物多様性の保全と保護 (植生・生き物調査) ※6		回	2	7	7
地域貢献活動 (ロトボランティア)※7		回	15	19	17
地域貢献活動(環境学習等)※8		回	3	6	7

※1：電力のCO<sub>2</sub>排出量については、電気事業者別のCO<sub>2</sub>排出係数(2009年度)の四国電力の実排出係数0.407kg-CO<sub>2</sub>/kWhを使用した。

※2：業務の受注量により変動しコントロールできないため、基準値を目標値として維持する。

※3：本社では地下水を利用しており、自然蒸発により排水は発生しないため、愛媛支店のみを対象とする。

※4：グリーン購入率=グリーン購入対象商品の購入額/事務用品全購入額×100

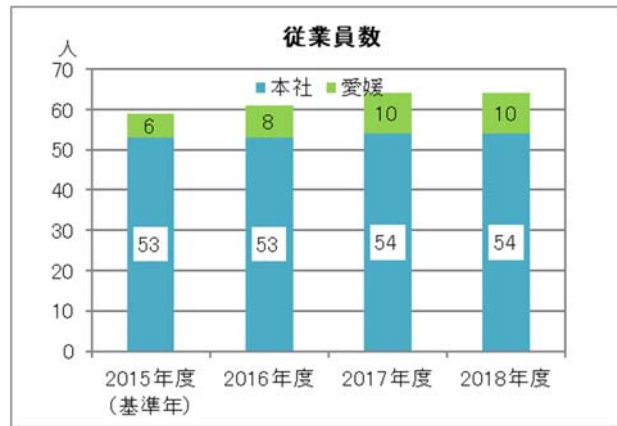
※5：環境配慮型商品は自社製品の「木質バイオマスバーナー」及び「木質ペレット」を対象とする。

なお、「木質バイオマスバーナー」の目標販売数量は実質目標とする。

※6：本社の敷地及びその周辺地域を対象とする。

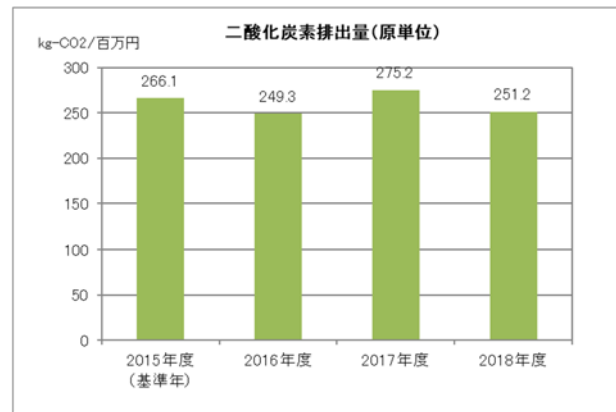
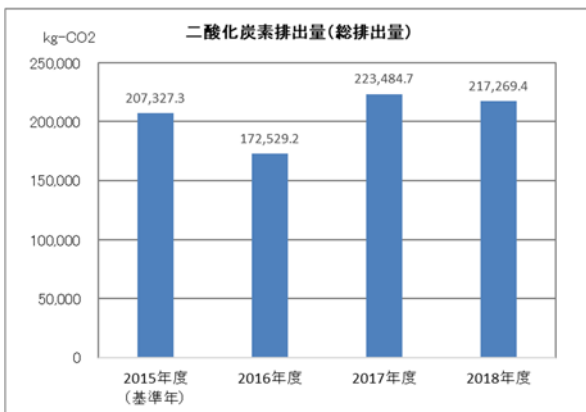
※7：社外等で行われるイベントや取り組みへの参加を含む

※8：社内外での実施した環境学習・防災学習とする。



## ① 二酸化炭素排出量

2017年度比: 総排出量で **6,215 kg-CO<sub>2</sub>** 【2017年度に対して **2.8%減少**】  
 原単位で **24.0 kg-CO<sub>2</sub>/百万円** 【2017年度に対して **8.7%減少**】



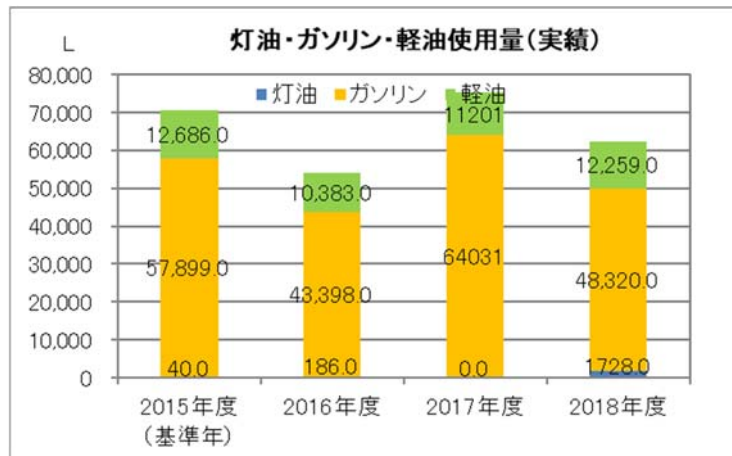
## ② 購入電力使用量(総量)

前年比プラス **34,376kWh** 【前年度に対して **31.1%増加**】



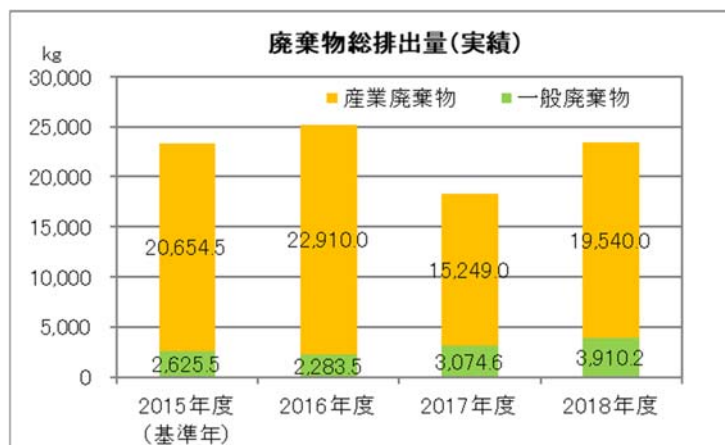
③ 灯油・ガソリン・軽油使用量

前年比マイナス 12,925L 【前年度に対して 17.1%減少】



④ 廃棄物総排出量

前年比プラス 5126.6 kg 【前年度に対して 27.9%増加】



⑤ 排水量及び水使用量

本年度より排水量から水使用量に項目を変更しました。

## 8. 環境活動計画の取組結果とその評価（全社）

計画していた環境活動への取組みに対して評価を行いました。

項目	活動内容	取組結果	評価	見直し	
CO <sub>2</sub> 排出量の削減	燃料使用量削減	エコドライブの実施 (毎月の燃料使用量と走行距離を集計し管理する)	エコ車両の導入や直行直帰及び、社外駐車場の利用などにより使用量の削減につながった。	○	来年度以降も継続
	電力使用量削減	未使用時の室内照明消灯	お昼休み、外出時等に消灯を実施。 時々消灯できていないことがあった。	△	来年度以降も継続
		エアコンの適正な空調管理	設定温度の上下限は、夏27℃・冬20℃とした。	○	来年度以降も継続
		パソコン関係の節電 (未使用時のシャットダウンや退社時の個別タップスイッチを切る等)	外出時等のスリープモードおよびシャットダウンを実施。	○	来年度以降も継続
		空調機器の清掃	毎月フィルター清掃、3カ月に1回簡易点検。 時々フィルターの清掃ができていないことがあった。	△	来年度以降も継続
廃棄物削減	一般廃棄物	ゴミの分別・計量の実施	資源ごみ、可燃ごみは月1回ゴミ出し日に実施。	○	来年度以降も継続
		ミスコピー紙等の再利用の実施	各部署ともに徹底されている。	○	ISMSの関係上、原則再利用は禁止とする
		両面印刷・集約印刷の実施	各部署ともに徹底されている。	○	来年度以降も継続
		紙資源を紙リサイクルセンターへ搬入	月1回ゴミ出し日に実施。	○	来年度以降も継続
	産業廃棄物	現場資材等の再使用	コア箱のリサイクルを実施。	○	来年度以降も継続
		金属資源を金属リサイクルセンターへ搬入	今年度は持ち込みなし。	○	来年度以降も継続
水使用量の削減	節水の徹底 (本社は水循環システム採用)	愛媛支店において、社員数の増加により水の使用量が増加した。	×	来年度以降も継続	
グリーン購入	グリーン購入対象商品の優先的購入	グリーン購入の取組は廃止とした	○	来年度以降も取組は行方が記録はしない	
	FSC認証用紙購入(コピー用紙をFSC認証用紙に切り替え)	グリーン購入の取組は廃止とした	○	来年度以降も取組は行方が記録はしない	
環境配慮型商品・サービスの販売	顧客への環境配慮型商品による環境向上の情報提供	木質バイオマス事業課において、環境負荷が少なく温室効果ガス排出抑制効果のある木質バイオマスエネルギーについて県内外の市町村や関係各所に継続的にアナウンスしている。 また、より環境面と地域の経済面に寄与する県産材由来の木質ペレットの販売量を増やしていく。	○	来年度以降も継続	
	環境配慮型商品 (自社:木質バイオマスバーナー、木質ペレット)の販売	木質バイオマスボイラーを3台導入した。 また、木質ペレットを約2,374t販売し、A重油換算1,187klの削減に寄与した。	△	今年度は暖冬であった為、ペレット量は昨年と比べると現象した。 今後はさらに目標販売量の達成に向け販路拡大、作業効率化に努める。	
	環境調査・生物多様性関連の業務の実施	自然環境調査課において6件の業務を行なった。	○	来年度以降も継続	
環境配慮型社屋の維持管理	当社独自の環境に配慮した社屋を自社で維持・管理する	社屋の点検及び清掃作業の実施。 また水質検査を実施し、飲料水として問題ないことを確認した。	○	来年度以降も継続	
生物多様性の保全と保護	自社敷地における「種の多様性」の調査・保護	バナナトラップによる昆虫調査および学会発表の実施。 樹名板の設置。	○	来年度以降も継続	
地域貢献活動	ロードボランティアの実施	年間12回実施され、のべ190名が参加。	○	来年度以降も継続	
	環境教育・環境学習の場の提供	7回のイベントを開催。	○	来年度以降も継続	
	社外等で行われるイベントや取り組みへの参加	秋のおもてなし一斉清掃、仁淀川一斉清掃へ参加。	○	来年度以降も継続	

※評価欄は取組んでいる=○ さらに取組が必要=△ 取組んでいない=×



## 9. 次年度の環境取組

### (1)環境経営目標（対象期間：2019年7月～2020年6月）（全社）

次年度（2019年度）の目標値は下記のとおりです

項目		単位	2018年	2019年度	基準年比
			(基準年)	目標	増減率
二酸化炭素排出量※1		kg-CO <sub>2</sub>	235,811.73	230,000.00	-2.5%
		kg-CO <sub>2</sub> /百万円	272.63	250	
エネルギー 使用量	購入電力	kWh	144,862.0	145,000.0	0.1%
	灯油	L	1728	1600	-7.4%
	ガソリン	L	48,320.8	47,300.0	-2.1%
	軽油	L	12,259.2	12,100.0	-1.3%
	A重油	L	3,525.0	-	-
	液化石油天然ガス	L	240.7	250.0	3.9%
廃棄物	一般廃棄物	kg	3,910.2	3,600.0	-7.9%
	産業廃棄物※2	kg	19,540.0	19,500.0	-0.2%
	原単位	kg/百万円	27.11	26.5	-2.3%
	再資源化率	%	90.1	100	-
水使用量		m <sup>3</sup>	546	500	-8.4%
環境配慮型商品の		バイオマスバーナー:	3	15	400.0%
販売数量 ※3		ペレットkg	2,373,850	3,000,000	26.4%
生物多様性の保全と保護※4		回	7	6	-14.3%
地域貢献活動※5		回	24	20	-16.7%

※1：電力のCO<sub>2</sub>排出量については、電気事業者別のCO<sub>2</sub>排出係数(2018年度)の四国電力の調整後排出係数0.535kg-CO<sub>2</sub>/kWhを使用した。

※2：業務の受注量により変動しコントロールできないため、基準値を目標値として維持する。

※3：環境配慮型商品は自社製品の「木質バイオマスバーナー」「木質ペレット」を対象とする。  
なお、「木質バイオマスバーナー」の目標販売数量は実質目標とする。

※4：生物多様性の保全・保護に寄与する社内外での取り組み。

※5：ロードボランティア及び社外等で行われるイベントや取り組みへの参加、社内外で実施した環境学習・防災学習とする。

## (2) 中・長期環境経営目標値設定

本年度（2018年度）の実績値を基準とし、2019年度から2023年度にかけての

中・長期目標値は下記のとおりです。

項目	単位	基準年	目標					
		2018年度実績	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
二酸化炭素排出量 (削減率)※1	kg-CO <sub>2</sub>	235,811.73	230,000.00	230,000.00	230,000.00	200,000.00	200,000.00	
	kg-CO <sub>2</sub>	272.63	250.00	245.00	240.00	222.00	219.00	
	百万円		-8.3%	-10.1%	-12.0%	-18.6%	-19.7%	
エネルギー 使用量	購入電力	kWh	144,862.00	145,000.00	144,000.00	143,000.00	100,000.00	100,000.00
				0.1%	-0.6%	-1.3%	-31.0%	-31.0%
	灯油	L	1,728.00	1,600.00	1,585.00	1,569.00	0.00	0.00
				-7.4%	-8.3%	-9.2%	-100.0%	-100.0%
	ガソリン	L	48,320.80	47,300.00	46,500.00	46,000.00	45,000.00	44,600.00
				-2.1%	-3.8%	-4.8%	-6.9%	-7.7%
	軽油	L	12,259.20	12,100.00	12,000.00	11,700.00	11,500.00	11,000.00
			-1.3%	-2.1%	-4.6%	-6.2%	-10.3%	
A重油	L	3,525.00	-	-	-	-	-	
			-100.0%	-100.0%	-100.0%	-100.0%	-100.0%	
液化石油 天然ガス	L	240.70	250	250	250	-	-	
			3.9%	3.9%	3.9%	-100.0%	-100.0%	
廃棄物	一般廃棄物	kg	3,910.20	3,600.00	3,400.00	3,200.00	3,000.00	3,000.00
				-7.9%	-13.0%	-18.2%	-23.3%	-23.3%
	産業廃棄物 ※2	kg	19,540.00	19,500.00	18,600.00	18,100.00	17,900.00	17,500.00
				-0.2%	-4.8%	-7.4%	-8.4%	-10.4%
原単位	kg/ 百万円	27.11	26.50	26.00	25.50	25.00	25.00	
			-2.3%	-4.1%	-5.9%	-7.8%	-7.8%	
再資源率	%	90.10	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	
水使用量 ※3	m <sup>3</sup>	546	500	500	500	500	500	
			-8.4%	-8.4%	-8.4%	-8.4%	-8.4%	
環境配慮型商品の 販売数量 ※4	台 (バイオマス パーナード)	3	15	15	15	15	10	
	kg (ペレット)	2,373,850	3,000	3,250	3,700	4,150	4,500	
生物多様性の 保全と保護 ※5	回	7	6	6	6	6	6	
地域貢献活動※6	回	24	20	20	20	20	20	

※1：電力のCO<sub>2</sub>排出量については、電気事業者別のCO<sub>2</sub>排出係数(2018年度)の四国電力の調整後排出係0.535kg-CO<sub>2</sub>/kWhを使用した。

※2：業務の受注量により変動しコントロールできないため、基準値を目標値として維持する。

※3：本社では地下水を利用しており、自然蒸発により排水は発生しないため、使用量の把握とする。

※4：環境配慮型商品は自社製品の「木質バイオマスパーナード」「木質ペレット」を対象とする。

なお、「木質バイオマスパーナード」の目標販売数量は実質目標とする。

※5：生物多様性の保全・保護に寄与する社内外での取り組み。

※6：ロードボランティア及び社外等で行われるイベントや取り組みへの参加、社内外で実施した環境学習・防災学習とする。

### (3) 環境経営計画

活動期間：2019年7月～2020年6月

今期の環境活動への取組結果を踏まえて、次期の環境活動の内容を策定しました。

本社

項目		活動内容	担当責任者	期限	
CO <sub>2</sub> 排出量の削減	燃料使用量削減	エコドライブの実施 燃費データ(車両・月単位):テレマティクスデータの揭示と朝礼での呼びかけ	上岡	通年	
	電力使用量削減	未使用時の室内照明消灯	上岡	通年	
		エアコンの適正温度設定(室温:夏27℃、冬20℃)	上岡	通年	
		パソコン関係の節電 (未使用時の自動スリープモード設定)	上岡	通年	
		・シャワー給湯のガス運用	上岡	通年	
		空調機器の清掃・タイマー運用	上岡	通年	
		暖房時のペレットストーブ使用	前田	冬季	
廃棄物削減	一般廃棄物	ゴミの分別・計量の実施	竹内(久)	通年	
		ミスコピー紙等の再利用の実施	竹内(久)	通年	
		ミスコピーや無駄な印刷を無くす (コピー機画面で再度確認を行う等)	竹内(久)	通年	
		紙資源を紙リサイクルセンターへ搬入	竹内(久)	通年	
	産業廃棄物	現場資材等の再使用	濱口	・建設工事 ・調査等	通年
		金属資源を金属リサイクルセンターへ搬入	濱口		通年
水使用量の削減	節水の徹底(本社は水循環システム採用)	森近	通年		
環境配慮型商品・サービスの販売	顧客への環境配慮型商品による環境向上の情報提供	前田	適宜		
	環境配慮型商品(木質バイオマスバーナー、ペレットストーブ、木質ペレット)の販売	前田	適宜		
環境配慮型社屋の維持管理	当社独自の環境に配慮した社屋を自社で維持・管理する	前田	通年		
生物多様性の保全と保護	自社敷地における「種の多様性」の調査・保護	森近	適宜		
	環境調査・生物多様性関連の業務の実施	森近	通年		
地域貢献活動	ロードボランティア・河川清掃活動の実施	前田(ロードボランティア)・松岡(河川)	通年		
	環境教育・環境学習の場の提供	大下	通年		
	社外等で行われるイベントや取り組みへの参加	濱口	適宜		
SDGsの推進	職員への教育。取組の加速。	大下	適宜		
コンプライアンス	環境関連法律の見直し	大下	通年		

愛媛支店

項目	活動内容	責任者	期限	
CO <sub>2</sub> 排出量の削減	燃料使用量削減 エコドライブの実施 (燃費データ(車両・月単位):テレマティクスデータの揭示と朝礼での呼びかけ)	本社担当者	通年	
	電力使用量削減	未使用時の室内照明消灯	小椋	通年
		エアコンの適正温度設定(室温:夏28℃、冬20℃)		通年
		パソコン関係の節電 (未使用時のシャットダウン等)		通年
		空調機器の清掃		通年
		暖房:ペレットストーブ使用		通年
廃棄物削減	一般廃棄物	ゴミの分別・計量の実施		通年
		ミスコピーや無駄な印刷を無くす (コピー機画面で再度確認を行う等)	通年	
		ミスコピー紙等の再利用の実施	通年	
		両面印刷・集約印刷の実施	通年	
		紙資源を紙リサイクルセンターへ搬入	通年	
	産業廃棄物	マニフェスト伝票による管理の徹底	通年	
		現場資材等の再使用	通年	
		金属資源を金属リサイクルセンターへ搬入	通年	
排水量の削減	節水の徹底		通年	
地域貢献活動	ロードボランティアの実施		通年	
	社外等で行われるイベントや取り組みへの参加		適宜	
SDGs	職員への教育。取組の加速。	本社担当者	適宜	
コンプライアンス	法律の見直し	本社担当者	通年	

山荘梶ヶ森

項目	活動内容	担当責任者	期限	
CO <sub>2</sub> 排出量の削減	燃料使用量削減 エコドライブの実施 (毎月の燃料使用量と走行距離を集計し管理する)	本社担当者	通年	
	電力使用量削減	未使用時の室内照明消灯	松下	通年
		パソコン関係の節電 (未使用時のシャットダウンや退社時の個別タップスイッチを切る等)		通年
		空調機器の清掃		通年
		環境配慮型燃料(木質ペレット)の使用		適宜
廃棄物削減	一般廃棄物	松下		通年
			通年	
	産業廃棄物		通年	
排水量の削減	チェックイン時における声掛の実施		通年	
生物多様性の保全と保護	周辺自然環境に係る動植物等の展示		適宜	
地域貢献活動	地域の取組み(草刈り等)への参加		適宜	

## 10. 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

### (1) 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果

法規名	適用条項	具体的内容	遵守状況
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第3条	事業者の責務 (事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理)	○
	第12条	産業廃棄物の事業者の処理、産業廃棄物の委託契約	○
	第12条の三	産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付	○
	第12条の三七項	マニフェスト交付状況報告書の作成及び都道府県知事への提出	○
	第14条	産業廃棄物収集運搬業の都道府県知事の許可 (5年毎に更新)	○
	第14条の12項	産業廃棄物処理基準による収集運搬、処分表示、書面備付義務	○
	規則第8条	施行規則 【保管場所の表示】見やすい場所に掲示板を設置（60cm×60cm以上）	○
騒音規制法	第14条	特定建設作業の実施の届出 (建設作業開始7日前までに市町村長に届出) 対象機器：削岩機、空気圧縮機	○
振動規制法	第14条	特定建設作業の実施の届出 (建設作業開始7日前までに市町村長に届出) 対象機器：ブレーカー、空気圧縮機	○
排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定	国土交通省告示第三百四十八号	対策型ステッカー配布の建設機器使用 対象機器：小型バックホウ、バックホウ、発動発電機、空気圧縮機	○
低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規定	建設省告示第千五百三十六号	対策型ステッカー配布の建設機器使用 対象機器：バックホウ、削岩機、空気圧縮機、発動発電機	○
高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例	条例第4条	生態系及び景観の保全上の支障を予防、人と自然の共生、地域固有の特性を生かした取組、住民その他関係者への必要情報の提供	○
高知市環境基本条例	第5条	事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、地域社会の一員として、地域の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。	○
松山市環境基本条例	条例第8条	事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、自らの負担と責任において適切な措置を講じるとともに、積極的に良好な環境の保全及び創出に努めなければならない。 2 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。 3 事業者は、市が実施する環境保全施策及び市民等が行う環境保全活動に協力・協働するよう努めなければならない。	○
浄化槽法	第8条	(保守点検)浄化槽の保守点検は、浄化槽の保守点検の技術上の規準に従って行わなければならない。	○
	第9条	(清掃)浄化槽の清掃は、浄化槽の清掃の技術上の規準に従って行わなければならない。	
	第10条	(浄化槽管理者の義務) 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。	
	第11条	(定期検査) 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	第5条	事業者及び国民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとする。	○
下水道法	第10条	(排水設備の設置等) 排水渠その他の排水施設を設置しなければならない。	○
	第11条2	(使用の開始等の届出) 当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。	

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第5条	建設資材廃棄物の発生を抑制するとともに、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めなければならない。 建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材を使用するよう努めなければならない。	○
資源の有効な利用の促進に関する法律	第4条	原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない。	○
水質汚濁防止法	第12条	(排水水の排出の制限) 事業場の排水口において排水基準に適合しない排水を排出してはならない。	○
	第14条	当該排水水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。	
水循環基本法	第6条	事業者は、その事業活動に際しては、水を適正に利用し、健全な水循環への配慮に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力する責務を有する。	○
消防法	第17条の3の3	当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第八条の二の二第一項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。	○
	第31条の6	消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、一年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。	○
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）	第5条	指定製品の管理者は、第三条第一項の指針に従い、使用フロン類の環境影響度の小さい指定製品の使用等に努めなければならない。	○
	第16条	第一種特定製品の管理者が当該フロン類の管理の適正化のために管理第一種特定製品（第一種特定製品の管理者がその使用等を管理する責任を有する第一種特定製品をいう。以下この節において同じ。）の使用等に際して取り組むべき措置に関して第一種特定製品の管理者の判断の基準	
	第19条	相当程度多い事業者として主務省令で定めるものに限る。フロン類算定漏えい量その他主務省令で定める事項を当該第一種特定製品の管理者に係る事業を所管する大臣（以下この節及び第百条において「事業所管大臣」という。）に報告しなければならない。	
自然公園法	第3章（第72条～第81条）	都道府県知事は条例の定めるところにより、区域を定めて都道府県立自然公園を制定することができる。また、制定した自然公園内に特別地域、利用調整区域を定め、特別地域においては自然の保護と風景地の適切な管理のために動植物や鉱物の採取を制限することができる。	○
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第7条	鳥獣の保護および適正な管理のために野生鳥獣の狩猟の適正化をはかる目的。調査のために野生鳥獣を捕獲する際にその目的、捕獲期間、方法、数量、事後処理の方法を明確にし、捕獲許可申請を行う必要がある。	○
高知県鳥獣保護及び狩猟規則	第3条	学術研究等の目的で鳥獣の捕獲許可を申請するための条項。	○
高知県立自然公園条例	第3章 保護および利用	自然公園の風致を維持するために公園計画に基づいて設定された特別区域内において行う動植物、その他自然の産物に対する行為について、制限が設けられている（例えば看板等の工作物設置や自動撮影カメラの設置等がそれに該当する）。	○
高知県希少野生動植物保護条例	第2節第12条 捕獲等の許可	県指定希少野生動植物の学術研究・教育普及目的等での捕獲について、許可申請を行う必要がある。	○

## (2) 環境関連法規等の違反、訴訟等の有無

2017年7月1日より2018年6月30日まで、環境関連法規等への違反、訴訟及び外部からの苦情はありませんでした。

## 11. 代表者による全体評価と見直しの結果

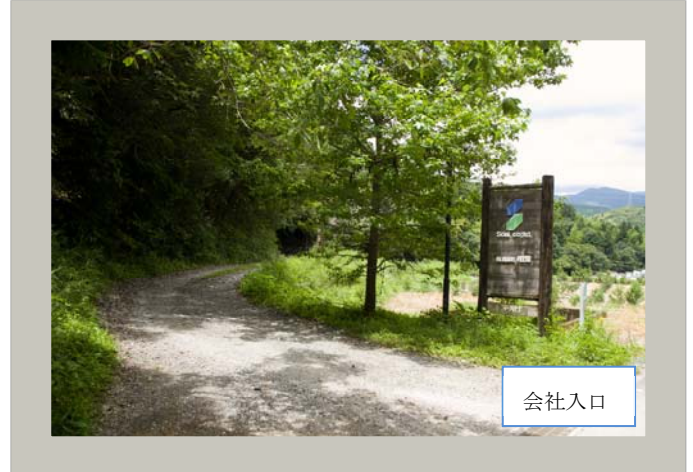
項目	評価 (○・ △・ ×)	コメント	担当者	期限	見直し結果
環境レポート	△	例年に比べとりまとめが遅いうえに、内容の確認が不十分で修正箇所が多いものとなっている。基準年に対し増加させる目標指標もあるが一律削減率で表現されていること、目標設定にあたり指標となるものが不明確である項目があり自社の活動を公表した際の影響が考慮されていない。	環境管理責任者	即日	次期は工程を考え、早めの情報収集、取組を行う。また環境目標設定の項目の見直しを行う
地域貢献活動	○	ロードボランティアに限らず活発な活動が行われており、またそれぞれの取り組みが事業活動と関連したものとして継続が期待されるものとなっている。	EA21 事務局		
環境教育	△	通年で多くの取り組みがなされるようになり実行回数という意味では満足されるものであるが、今後はその質を上げていく必要があると考える。まず、職員への教育という観点で有効性を評価した場合にそれぞれの取り組みがどうであるか評価し実行計画に反映することが望まれる。	EA21 事務局	12月20日	12月20日までに月例会で検討し見直しを行います。
内部コミュニケーション	○	月例会が定着し活動を進めるうえで必要な協議が行われている。今後は期中にも会の進め方について提案したが、会議時間が適切かどうか、また協議前に共有できる資料や情報をアップするなどにより質の高い会議としてもらいたい。	EA21 事務局		
環境経営方針・環境経営目標・環境管理実施体制の見直し	○	前年度における自社の敷地を利用した環境教育や体験の機会の際の認定に至る活動、その後の積極的な活動はエコアクション21パイロット事業段階から当社が目指していた自主的で積極的な環境への取り組みが具現化したものであると考える。方針や目標に沿った地道な活動の成果の一つとして位置付けられる以上、見直しを行う必要性は無いと考える。	EA21 事務局		
エコアクション21のシステムの有効性の有無	○	システムは有効に機能しており、ISO27001との連携も行われている。	EA21 事務局		



## 12. 環境活動等

環境と共存する学び場としての機能循環型社会の創出を目指す我々相愛としては、自然環境に寄り添い、その力を最大限生かすことでオフィスの環境も整えていきたいと考えます。このような環境の中で、日々変化する自然環境と対話を重ねて知識や経験を増やすことは、机上の理論を越えたコンサルタンツ会社として、環境を理解する本物の力量が育つのだと考えているのです。

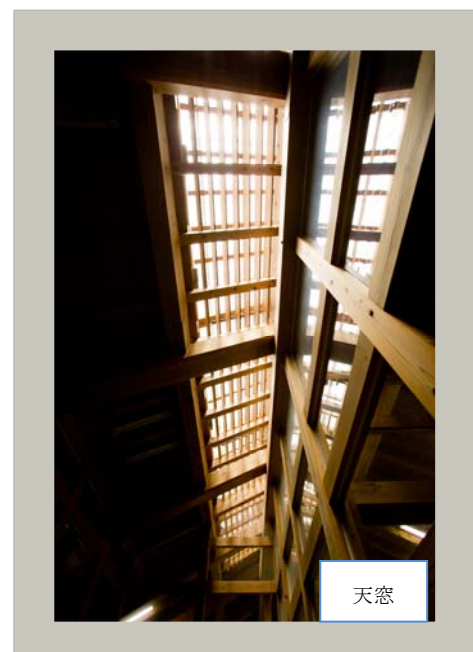
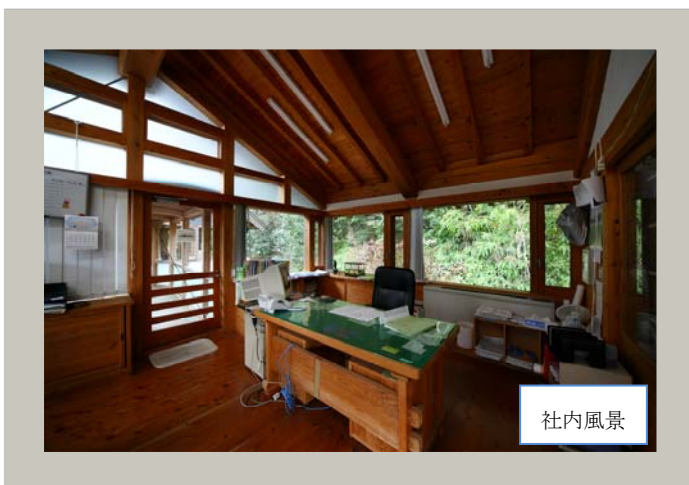
### ○環境循環型社屋



高知市内中心部から 8 キロの北山・重倉の森にある木造建ての相愛本社。社屋には環境への負荷を可能な限り抑えるための様々な工夫と知恵と機能が盛り込まれています。

その一つが水循環システム。主な水源は掘り井戸です。そこで確保した水を貯水タンクに蓄え、各棟に配水しています。さらに補助水として、岩盤の亀裂部から取水を行い、社屋で使用する水資源として活用しています。また、敷地内は舗装等の整備を必要最小限に留め、自然蒸発散システムにより、汚水を敷地内でクローズし、鏡川源流域に流さないようにしています。

二つ目が自然エネルギーの活用。社屋の一階部分は、太陽エネルギーを蓄積した地中の温度エネルギーを有効活用するために、半地下構造をとっています。



## ○環境教育

次世代を担う子どもたちにE S D（持続可能な開発のための教育）を提供し、将来の子供たちが自然と共生し、自然から恩恵を受けて生きていることを感じてもらえるように継続的な取り組みを実施します。今年度はバナナトラップを使った昆虫観察会、ディスプレイ昆虫標本作成ワークショップ、防災植物教室、クリスマスツリーリース作成ワークショップ、タケノコ堀体験などを実施しました。2017年には環境省の「体験の機会の場」の認定を受け、より一層の活動を推進してまいります。



敷地内でのタケノコ堀体験



体験の機会の場認定通知書

## ○美化活動

相愛では、地域貢献活動として様々な取組を行っております。

まずはロードボランティア。本社前を走る県道269号線は地元の小学生の通学路であり、地域の方の重要な生活道路です。社員の自主的な参加のもと、月に一回この県道南北3kmの清掃を行っています。平成15年6月には、「高知県ふれあいの道づくり支援事業」実施団体としてロードボランティア認定を受けました。

また「あったか高知 秋のおもてなし一斉清掃」への参加も毎年続けています。

昨年度、国土交通省高知河川国道事務所様とラブリバー仁淀川パートナーシップ協定を締結し、日ごろ業務で関わることの多い仁淀川での清掃活動に参加しています。今年度は一斉清掃に4回参加いたしました。



ロードボランティア活動状況

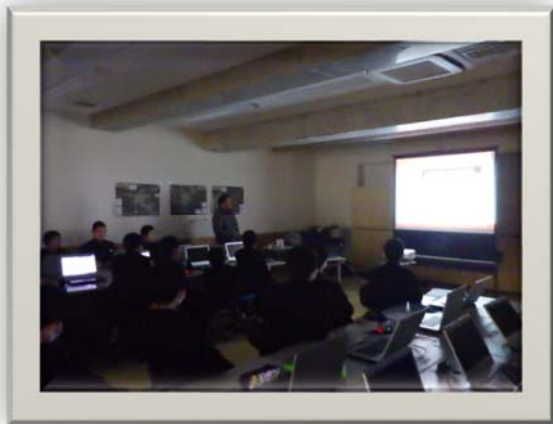


仁淀川一斉清掃参加状況



## ○地域貢献活動

2月に佐川中学校より依頼を受け、防災参観日に土砂災害についての説明、ハザードマップの活用方法の防災学習を行いました。また、高知県防災砂防課より被災箇所の航空写真のパネルを借り展示を行いました。



## ○木質バイオマス事業

全国でも有数の森林県であり施設園芸が盛んなここ高知で、木質ペレットによるヒーティングシステム「木燃（もくねん）」を開発し、森林をエネルギーに変える事業を行っています。高知県内外での導入実績は200台。変動の激しい重油価格に左右されず、CO<sub>2</sub>の排出を抑える地産地消のエネルギー（A重油換算1,250kL以上、CO<sub>2</sub>排出量として約3,300t-CO<sub>2</sub>の削減※）として更なる普及を目指します。

※A重油の排出係数は0.0693kg-CO<sub>2</sub>/MJ、単位発熱量は39.1MJ/Lとして計算



## ○自然環境調査事業

自然環境調査課では、公共事業に伴う野生生物や自然環境への影響を把握するための調査、特定の生物種や地域の生物相についての基礎学術調査等を行います。



## 各種表彰履歴

- 第23回高知県地場産業賞受賞（平成20年度）  
（公益財団法人高知県産業振興センター主催）
- 第8回高知エコ産業大賞受賞（平成20年度）  
（高知エコデザイン協議会主催）
- ストップ温暖化一村一品大作戦全国大会2009銀賞受賞（平成21年度）  
（全国地球温暖化防止活動推進センター主催）  
農事組合法人 高知バイオマスファーム様受賞
- 第8回エコプロダクツ大賞推進協議会特別賞（節電優秀賞）受賞（平成23年度）  
（エコプロダクツ大賞推進協議会事務局主催）
- エコアクション21認証・登録10年継続記念（平成27年度）
- 高知県地球温暖化防止県民会議 事業部会長賞（平成28年度）  
（エコアクション21認証・登録10年継続）